

## 藤沢市立児童館ランドセル来館事業実施（試行）要綱

令和6年6月6日

### （目的）

第1条 この要綱は、児童館の利便性向上及び保護者が就労等により放課後不在となる家庭等の児童に対し、放課後における安全で安心な居場所の確保するため、学校から児童館に直接来館できるようになる児童館ランドセル来館事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 「ランドセル来館」とは、児童が放課後に家へ帰宅することなく、直接児童館を利用することを言う。

### （対象者）

第3条 事業の対象者は、別表に定める小学校に在学する1年生から6年生までの児童とする。ただし、放課後児童クラブに登録している児童は除く。

### （実施日等）

第4条 事業の実施日は学校休業日、引き渡し訓練日及び給食のない日を除く、月曜日から金曜日までの児童館の開館日とし、実施時間は放課後から児童館の閉館時までとする。  
2 その他、児童館での事業等で藤沢市が委託する児童館の指定管理者（以下「指定管理者」という。）が事前に定める日については、利用できないものとする。

### （実施場所）

第5条 事業の実施単位となる児童館の名称、実施場所は、別表のとおりとする。

### （利用の登録期間）

第6条 利用登録期間は、登録開始日から登録開始日の属する年度の末までとする。ただし、第9条第4項の規定による届があったとき及び第11条の規定に該当する場合は、登録解除日までとする。

### （利用定員）

第7条 利用定員は、別表のとおりとする。

### （利用料）

第8条 事業の利用は無料とする。

(利用の手続)

第9条 利用登録の手続きは次のとおりとし、児童の保護者がこれを行うものとする。

- 2 事業を利用しようとする児童の保護者は、別に定める申請期間に申請を行うものとする。
- 3 第10条第2項の通知を受けたもの及び第6条に定める利用登録期間で継続して利用するものは、利用月の前月20日(20日が休館日の場合は、翌開館日)までに保護者(初回以外は保護者若しくは児童)が児童館で藤沢市ランドセル来館利用カード、経路図、同意書(経路図と同意書は初回登録時のみ)を提出するものとする。
- 4 利用を終了しようとするものは、すみやかにランドセル来館利用登録解除届を提出しなければならない。

(利用の許可)

第10条 指定管理者は、前条第2項の規定による申請があったときは、第3条に規定する対象者の確認を行い、利用の可否を決定するものとする。

- 2 指定管理者は、事業の利用を許可したときは、保護者に通知するものとする。
- 3 利用申請者が第7条の利用定員を超えた場合は、指定管理者において抽選するものとする。その場合、低学年を優先とし抽選を実施する。

(登録の解除)

第11条 利用児童が第3条に規定する利用資格に該当しなくなったときは、登録を自動的に解除する。

- 2 利用児童が事業利用に支障があると指定管理者が判断した場合は、登録を解除する。

(小学校への情報提供)

第12条 指定管理者は、利用児童の属する小学校へ利用児童名簿等の情報を提出するものとする。

(様式)

第13条 この要綱の規定により必要とする書類の様式は、指定管理者が別に定める。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月6日から施行する。

別表（第3条、第5条及び第7条関係）

| 児童館名称     | 実施場所             | 対象小学校 | 定員  |
|-----------|------------------|-------|-----|
| 藤沢市立大鋸児童館 | 藤沢市大鋸976番地       | 大鋸小学校 | 20人 |
| 藤沢市立鵜洋児童館 | 藤沢市鵜沼桜が岡三丁目16番9号 | 鵜洋小学校 | 20人 |